

組織部情報

No.16

2017年

3月 8日

JR東労組本部

「組合色調査」13名個人訴訟

勝利的和解を行う！！

(前向きにかつ円満に)

3月8日、JR東日本会社などを相手取り損害賠償を請求していた「組合色調査」13名個人訴訟は、和解が成立しました。この裁判は、2012年4月頃に明らかになった「教導運転士の推薦に関する『組合色調査』によって、労働組合に加入し、組合活動を行うことで人事上の不利益を被った、または、不利益を被るとの印象を受け、労働組合活動への参加について萎縮したなど労働基本権が侵害された」として、JR東日本および「組合色調査」を指示した担当者に対して、一人30万円の損害賠償を求め、2015年9月28日に提訴していたものです。

今回の和解の内容については、「前向きにかつ円満に和解により解決した」ということ以外には説明がないので、和解協定書の内容を知ることはできませんが、原告の13名が「前向きにかつ円満に和解により解決した」ということは、2016年3月28日に和解した、東京都労働委員会「指導担当事件」での和解協定書と同等かそれ以上の内容であったと思われます。

(下記、都労委「和解協定書」参照)

都労委での和解条項には、この間ではじめてJR東労組に対して「遺憾の意を表す」という文言が入り、「組合色調査」の不当性を会社が認めた内容だといえます。さらには、会社が行った「教導運転士の推薦に関する組合色調査」について、会社が証拠物を廃棄・隠匿した場合に立証が困難になることから、原告13名は「証拠保全申立」を行い、一昨年10月に裁判官が東京支社へ立入り、証拠物の検証を実施した結果、「組合色調査の実態」や「内容」が明らかになった模様です。

また、法廷では会社側に対して裁判長が「労働委員会で和解協定を結んでいますよね、組合色が問題であることは間違いないですよ」と告げ、和解を勧めた事実もあります。13名の原告は和解内容を一切口にしていませんが、会社による不当労働行為を許さない決意の下に今回の訴訟を提起したのであり、最低限、会社が「遺憾の意」の表明など、謝罪の条件を受け入れないのであれば「前向きにかつ円満に和解により解決」とはならないことは容易にわかります。

会社による不当な行為を許さず
たたかい抜こう！

今回の和解でも、東京都労働委員会における「指導担当事件」の和解条項以上の内容であったこと、会社の謝罪があったことは当然と見るべきです。

JR東労組は、このような認識に立ち、会社による不当労働行為および労働基本権侵害行為に対して、13名の原告をはじめ、職場からのたたかいによって勝ち得た「和解」と捉え、都労委「議事録未締結事件」「指導担当事件」に引き続き、勝利したことを宣言します。

そして、今後、会社にはこれをもってJR東労組への差別的な姿勢を猛省し、健全な労使関係の構築のため、真に信義誠実な姿勢となるよう期待するものです。

和解協定書

申立人東日本旅客鉄道労働組合（以下「組合」という。）と、被申立人東日本旅客鉄道株式会社（以下「会社」という。）とは、都労委平成25年不第12号事件について、下記のとおり協定する。

記

- 1 会社は、教導運転士の候補者の選考にあたり、「組合色」という項目名のフォーマットを各運転職場に送信したことについて、組合に無用な誤解を招きうる不適切な表現を用いたことを認め、組合に対し、遺憾の意を表す。
- 2 会社は、今後、「組合色」との表現を用いた調査を一切行わず、また、「組合色」と記載された項目を用いて行った調査結果をすべて破棄し、組合員に不利益に用いない。
- 3 組合は、本協定書締結後、速やかに本件申立てを取り下げる。

平成28年3月28日